

産業廃棄物収集運搬業許可証



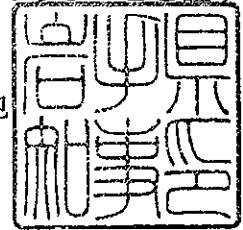
住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

氏 名 東武商事株式会社 代表取締役 小林 増雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 8年 6月26日

許可の有効年月日 令和15年 6月25日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

(以下、裏面記載)

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 6月26日 当初許可

平成29年12月14日 書換申出書受理（産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。）

令和 元年 6月26日 更新許可（優良認定）

令和 8年 6月26日 更新許可（優良認定）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白